

泉佐野市報道提供資料

タイトル	軽自動車税納税通知書の誤送付について
内 容	<p>1. 趣旨</p> <p>平成29年度軽自動車税納税通知書（以下「納税通知書」という。）のうち、処理誤りにより今年の4月1日（賦課期日）時点において廃車済もしくは名義変更済のため、本来は課税されない納税義務者25名に対して「納税通知書」を送付し、また、納税義務者50名に送付した「納税通知書」の標識番号の記載内容に一部誤りがあることが判明しました。</p> <p>2. 経過</p> <p>4月28日（金）「納税通知書」の一斉送付</p> <p>5月2日（火）「納税通知書」を受け取った方から税務課へ問い合わせがあり、調査の結果、本来は課税されない方への送付と標識番号の記載内容に一部誤りがある「納税通知書」を送付したことが判明しました。お問い合わせいただいた方にはお詫びの上、正しい内容と今後の納付方法のご説明を行いました。</p> <p>5月9日（火）本来は課税されない納税義務者には謝罪文を送付し、標識番号の記載内容に一部誤りがある「納税通知書」を送付した納税義務者には謝罪文と正しい「納税通知書」をご案内しました。また、誤った「納税通知書」で納付された方には、税務課へ連絡いただくようお願いしました。</p> <p>3. 原因</p> <p>軽自動車の登録及び廃車情報に基づき職員がデータ登録する際の確認が不十分であったため。</p> <p>4. 今後の対応</p> <p>本来は課税されない納税義務者より納付された場合は、速やかに軽自動車税の還付手続きを行います。</p> <p>また、標識番号の記載内容に一部誤りがある「納税通知書」の納付書で納付された方には、速やかに正しい標識番号の「納税証明書」を送付します。</p> <p>5. 再発防止策</p> <p>複数の職員による確認とデータのチェック体制を一層強化するとともに責任職による進捗管理を徹底し、再発防止に努めます。</p>
問合せ先	<p>泉佐野市 総務部税務課 藤田</p> <p>（電話番号：072-463-1212、内線2131）</p>